

令和6年度

いじめ防止基本方針

I	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	P.1
II	本校のいじめ問題に対する基本姿勢		
III	いじめの定義		
IV	いじめ防止等のための対策の具体的な方針	・ ・	P.2
V	組織	・ ・ ・ ・ ・	P.3
VI	いじめの未然防止	・ ・ ・ ・ ・	P.4
VII	いじめの早期発見	・ ・ ・ ・ ・	P.6
VIII	いじめの対応	・ ・ ・ ・ ・	P.7
IX	重大事態への対応	・ ・ ・ ・ ・	P.8
X	研修	・ ・ ・ ・ ・	P.9
XI	PDCAサイクル	・ ・ ・ ・ ・	P.9
○	資料(主な取り組み一覧)	・ ・ ・ ・ ・	P.10

さいたま市立三橋小学校

令和6年度 さいたま市立三橋小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「よく考える子 心豊かな子 たくましい子 かかわりを大切に作る子」を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「さいたま市立三橋小学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校いじめ防止基本方針」という。)を策定する。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。
- 2 いじめられている児童の早期発見に努め、いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 3 日々の授業を充実するとともに、生命尊重「いのちの支え合い」や教師自らの体験を語ることを通して、「希望をはぐくむ教育」を推進する。
- 4 児童一人ひとりの自己存在感を高め、児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 5 いじめの早期解決に向けて、学校が組織的・機動的に対応するとともに、保護者、地域及び関係機関と連携・協力して、いじめの防止及び事後指導にあたる。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの解消について

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも**3か月を目安**とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。**被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。**

IV いじめ防止等のための対策の具体的な方針

児童のいじめを防止するためには「さいたま市いじめ防止対策推進条例」並びに「さいたま市いじめ防止基本方針 3. いじめ防止等の対策に関する基本理念」を踏まえ、市及び教育委員会は勿論、学校の教職員、保護者、児童、地域が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」という認識をもち、それぞれの責務及び役割を自覚し、一体となっていじめの防止等のための対策を推進することが重要である。

以下、それぞれの責務及び役割について示す。

1 学校及び学校の教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する児童の保護者、市民、市児童相談所その他の関係者との連携を図る。
- (2) 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

2 保護者の責務等

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるようにする。
- (2) 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するよう努めるようにする。
- (3) 保護者は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるようにする。
- (4) 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

3 児童の役割

- (1) 児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 児童は、互いの人格を尊重するよう努める。
- (3) 児童は、いじめの防止等の取組について主体的に考えいじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努める。

4 地域（地域住民及び地域団体）の役割地域

- (1) 地域は、地域において、児童の見守りその他児童が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるようにする。
- (2) 地域は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるようにする。

V 組織

1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第22条)

- (1) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。
- (2) 構成員 校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、養護教諭、生徒指導部員、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員
- (3) 会議
 - ア 定例会 每学期2回程度(学校運営協議会と兼ねて開催)
 - イ 校内委員会 毎月1回(生徒指導委員会と兼ねて開催)
 - ウ 臨時委員会 必要に応じて、メンバーを招集して開催
- (4) 内容
 - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認
 - ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - イ) 校内研修の企画・実施
 - ウ) 学校いじめ防止基本方針の見直し
 - エ) 毎月のいじめ問題の把握
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童、保護者、地域等に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談や相談の受け入れと集約
 - オ 発見されたいじめ事案への組織的対応
 - ア) いじめの被害児童に対する支援体制と対応方針の決定
 - イ) いじめの加害児童に対する指導体制と対応方針の決定
 - カ 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめをしない、許さない意識を高め、児童の側からの主体的な取組を企画・実行するため、子どもいじめ対策委員会を設置する。
- (2) 構成員 代表委員
- (3) 時期 各学期1回程度(代表委員会と兼ねて開催)
- (4) 内容
 - ア 仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施
 - ・一年生を迎える会
 - ・なかよし学級(たてわりでの交流)
 - ・三橋っ子まつり
 - ・六年生を送る会
 - イ いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施
 - ・ぼかぼかの実(相手を大切にす言葉集め)
 - ・あいさつ運動
 - ・児童会による劇

VI いじめの未然防止

1 希望をはぐくむ教育の推進を通して

教職員の英知を結集し、三つの充実、三つの推進、三つの実現を図る教育課程を編成・実施する。

- (1) 三つの充実
 - ア 学習指導の改善・充実
 - イ 生徒指導、教育相談の充実
 - ウ 校内研修の充実
- (2) 三つの推進
 - ア 豊かな心をはぐくむ教育の推進
 - イ 個性を生かす教育の推進
 - ウ 特別支援教育の推進
- (3) 三つの実現
 - ア 安全・安心な学校づくりの実現
 - イ きれいな学校づくりの実現
 - ウ 開かれた学校づくりの実現

2 道徳教育の充実を通して

学習指導要領総則第1教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育の充実を図る。

- (1) 教育活動全体を通して
 - ・「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - ・道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - ・「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやP T A広報誌等による家庭や地域への啓発活動

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の計画的な実施

- 各学期初めに、構成的グループエンカウンター等のエクササイズを実施し、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを計画的に行うことにより、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 「人間関係プログラム」を活用した直接体験の場や機会の設定

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人とかわる際に必要となる力の定着を図ることで、コミュニケーション力の向上を図り、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな学級づくりを実現し、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

全学年で「いのちの支え合い」を学ぶ授業について、指導計画に位置付け、児童の実態に応じて実施する。いじめ撲滅月間に合わせ、6月に実施する。

<例>

- 第1学年 「困ったときは言ってみよう」
- 第2学年 「困っている友達の力になろう」
- 第3学年 「いやな気持ちをつたえよう」
- 第4学年 「友達の助けになろう」
- 第5学年 「悩みと上手につき合おう」
- 第6学年 「友達のよき相談相手になろう」

6 メディアリテラシー教育を通して

「スマホ・タブレット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンやインターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- 第5, 6学年 「スマホ・タブレットの正しい使い方を知ろう」
※必要に応じて、授業参観日に実施し、保護者への啓発を行う。

Ⅶ いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童観察

- (1) 朝の健康観察
一人ひとりの児童の表情や声の調子を確認しながら行う。
- (2) 授業中
授業への参加態度、表情、発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。
- (3) 休み時間、給食・清掃時間等
孤立している子がないか、嫌がることをされている子がないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。
- (4) ICT 活用
一人一台端末を活用したスクールダッシュボード「おはようメーター」等を活用し、心や体調の変化が顕著な児童に対し、声かけや面談等を実施する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施： 年間3回(4月、9月、1月) ※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果： アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用： アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

3 「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめに関する簡易アンケート(保護者アンケートを実施する場合は、記名式アンケート)を、機会を捉えて実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、教育委員会に報告するとともに、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間及び教育相談日の設定

教育相談日を設定し、保護者が相談できる体制を整える。

※ 教育相談週間及び教育相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを保護者会等で周知する。

5 学校評価アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：年間1回(12月)※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果：アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童及び保護者と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

6 地域からの情報収集

- ・青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。
- ・放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
- ・学校運営協議会で情報の共有化を図る。

VIII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- 校長・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集しその運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 教頭・・・校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 教務担当・・・校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
- 担任・・・事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童を指導する。
- 学年主任・・・当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童を指導する。
- 生徒指導主任・・・児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任・・・必要に応じてアセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーター・・・必要に応じて問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護・・・いじめを受けた児童に寄り添い、必要に応じてカウンセリング等を行う。
- スクールカウンセラー・・・専門的な立場から、必要に応じてアセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- スクールソーシャルワーカー・・・養護教諭等とともに児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 保護者・・・家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
- 地域・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅸ 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているなど重大事態への疑いがある場合は、さいたま市教育委員会から対応の指示を受け、「いじめ防止対策推進法」「いじめに係る対応の手引き」「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)に基づいた対応を確実に行う。

1 重大事態について

(1) 生命・心身に重大な被害が生じた疑い

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・ 欠席の期間は、年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。」

2 いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

- (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (2) 校長は、いじめ事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- (3) 学校及び学校の教職員は「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

3 重大事態の調査の主体については、教育委員会が判断し、次の対応を行う。

(1) 学校が調査主体となる場合

- ・ 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 校長は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会)を設置する。
- ・ 校長は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ・ 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ・ 校長は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

X 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

1 職員会議

- ・ 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

2 校内研修

- ・ 指導方法の改善に係る研修・・・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律の向上充実等
- ・ 児童理解に係る研修・・・・・・・・生徒指導、教育相談、特別支援教育等
- ・ いじめに係る研修

XI PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

- ・ 検証を行う期間は、年1回とする。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談結果報告、いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期の決定

- ・ 校内研修会等の開催時期

